

一般社団法人日本関節病学会 定款施行細則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、日本関節病学会定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会および再入会)

第2条 本法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて事務局に入会申込書を提出しなければならない。

2 資格を一旦喪失した者が再入会を希望する場合は、会費等の未納額がある場合は、これを納めなければならない。

(会費の額)

第3条 定款第7条の会費について、「別に定める額」は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1号(正会員)10,000円
- (2) 第5条第2号(準会員)5,000円
- (3) 第5条第4号(講読会員)12,000円
- (4) 第5条第5号(賛助会員)1口 100,000円

(役員および委員長の任期)

第4条 理事および監事の任期は、原則として連続3期とする。ただし、理事会、評議員会の承認をもって1期2年の延長を行うことができる。

2 委員長の任期は理事の任期に拘束されない。

(評議員の推薦および継続)

第5条 定款第12条に定める評議員被推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 臨床経験10年以上かつ会員歴5年以上の正会員であることを原則とする。
- (2) 関節に関わる筆頭著者英語論文1編以上(基礎・臨床を問わない)
- (3) 本会誌に掲載された論文2編以上(最近5年以内、指導論文を含む)
- (4) 評議員2名以上の推薦があること

2 定款第13条に定める評議員の資格継続基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかを満たすこと。

- ① 3年に1度以上の評議員会出席
- ② 3年間に1回以上の本学会学術集会での発表または本学会誌での論文公表（共著者を含む）

(2) 評議員の定年は原則65歳とする。すなわち、満65歳に達した者は、原則として、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結をもってその資格を喪失する。

(3) 理事長、理事および監事の役を退いた65歳未満の会員は評議員を継続する。

（委員長および委員）

第6条 本法人の委員会の委員長は、理事の内から選任し、任期は定款第26条の役員任期に関する規定を援用する。

2 委員は、委員長の推薦により、理事会において選出する。

3 委員の任期は委員長の任期に準ずるものとし、再任（新委員長による再任指名）を妨げない。

4 委員会を連続して2年欠席した委員は、理事会の議をもってその資格を喪失する。

（功勞会員および名誉会員）

第7条 功勞会員は年会費を納める義務を負うが、学術集会参加費を納める義務を負わない。

2 名誉会員は年会費および学術集会参加費を納める義務を負わない。

（施行細則の改廃）

第8条 本施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（理事長権限）

第9条 本施行細則に定めない事項であって、緊急かつ必要な事項は、理事長が決定する。

附則 この定款施行細則は、令和元年11月20日より施行する。